



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年3月30日

愛荘町長 有村 国知



### 記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

長野西地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成29年4月13日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1 経営体

個人 1 経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

当該区域には、担い手となる中心経営体がいる。

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

生産品目の明確化・複合化・6次産業化・高付加価値化・新規就農の促進



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年3月30日

愛荘町長 有村 国知



### 記

1. 協議の場を設けた区域の範囲  
円城寺地区
2. 協議の結果を取りまとめた年月日（※地域の話し合い、愛荘町人・農地プラン検討会をへて、愛荘町が決定した最新の日を記載しています。）  
平成29年12月22日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
○経営体数  
法人                      1経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
当該区域には、担い手となる中心経営体がいる。
5. 農地中間管理機構の活用方針  
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。  
農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
6. 地域農業の将来のあり方  
生産品目の明確化・6次産業化・高付加価値化



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年3月30日

愛荘町長 有村 国知



### 記

1. 協議の場を設けた区域の範囲  
島川地区
2. 協議の結果を取りまとめた年月日（※地域の話し合い、愛荘町人・農地プラン検討会をへて、愛荘町が決定した最新の日を記載しています。）  
平成30年3月15日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
○経営体数  

集落営農	1 経営体
法人	3 経営体
個人	4 経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
担い手はいるが十分ではない。
5. 農地中間管理機構の活用方針  
農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
6. 地域農業の将来のあり方  
複合化・高付加価値化



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年3月30日

愛荘町長 有村 国知



### 記

1. 協議の場を設けた区域の範囲  
軽野地区
2. 協議の結果を取りまとめた年月日（※地域の話し合い、愛荘町人・農地プラン検討会をへて、愛荘町が決定した最新の日を記載しています。）  
平成30年3月15日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
○経営体数  
法人                    1 経営体  
個人                    1 経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
当該区域には、担い手となる中心経営体がいる。
5. 農地中間管理機構の活用方針  
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
6. 地域農業の将来のあり方  
高付加価値化・低コスト化



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年3月30日

愛荘町長 有村 国知



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲  
下八木地区
2. 協議の結果を取りまとめた年月日（※地域の話し合い、愛荘町人・農地プラン検討会をへて、愛荘町が決定した最新の日を記載しています。）  
平成30年3月15日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
○経営体数  
法人                    1経営体  
個人                    3経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
担い手は十分確保されている。
5. 農地中間管理機構の活用方針  
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。  
農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。  
担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
6. 地域農業の将来のあり方  
生産品目の明確化



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年3月30日

愛荘町長 有村 国知



### 記

1. 協議の場を設けた区域の範囲  
東出地区
2. 協議の結果を取りまとめた年月日（※地域の話し合い、愛荘町人・農地プラン検討会をへて、愛荘町が決定した最新の日を記載しています。）  
平成30年3月15日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
○経営体数  
法人                    1経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
当該区域には、担い手となる中心経営体がいる。
5. 農地中間管理機構の活用方針  
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
6. 地域農業の将来のあり方  
集落営農を法人化し地域の担い手の中心として位置付け、農地中間管理機構を通じて農地を集積する。



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年3月30日

愛荘町長 有村 国知



### 記

1. 協議の場を設けた区域の範囲  
目加田地区
2. 協議の結果を取りまとめた年月日（※地域の話し合い、愛荘町人・農地プラン検討会をへて、愛荘町が決定した最新の日を記載しています。）  
平成30年3月15日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
○経営体数  
法人                    1経営体  
個人                    9経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
担い手は十分確保されている。
5. 農地中間管理機構の活用方針  
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。  
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。  
担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
6. 地域農業の将来のあり方  
担い手へ集積する。



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年3月30日

愛荘町長 有村 国知



### 記

1. 協議の場を設けた区域の範囲  
斧磨地区
2. 協議の結果を取りまとめた年月日（※地域の話し合い、愛荘町人・農地プラン検討会をへて、愛荘町が決定した最新の日を記載しています。）  
平成30年3月15日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
○経営体数  
集落営農           1 経営体  
法人                1 経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
当該区域には、担い手となる中心経営体がいる。
5. 農地中間管理機構の活用方針  
農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
6. 地域農業の将来のあり方  
担い手へ集積する。